

第2期北海道滝上町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和6年3月1日現在における北海道紋別郡滝上町の行政区域とする。概ねの面積は7万6千ha（滝上町面積）である。

ただし、自然環境の保全の観点などから、次の地域は除外する。

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- ・北海道自然環境等保全条例に規定する環境緑地保護地区等及び記念保護樹木の所在地
- ・自然公園法に規定する都道府県立自然公園（天塩岳道立自然公園）

また、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本促進区域には存在しない。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

（地理的条件）

滝上町は北海道の北東部に位置し、オホーツク総合振興局管内（以下、「オホーツク管内」という。）の西部にあって、北東から西南へは 44 km、南東から北西へは 28 km あり、総面積は 766.89 km² でオホーツク管内では 4 番目の広さである。

渚滑川の上流に位置し、東側は紋別市、西側は上川町・下川町・士別市（旧 朝日町）、南は遠軽町（旧 白滝村）、北は興部町・西興部村に隣接している。

地勢は、北見山脈の中にあって、北見富士、天塩岳、ウェンシリン岳などの高山に囲まれた山間地域であり、町域面積の約 90% が山林で占められ、このうち約 85% が国有林で占められている。地形は狭長平坦であり、その中央を天塩岳に源を発した渚滑川が各支流を集め貫流し、下流の紋別市を経てオホーツク海に注ぎ込んでいる。

気象は、冷涼なオホーツク海高気圧の影響圏域に属しているが、周囲を山に囲まれており、盆地特有の気象状況となることが多いことから、夏季は高温、冬季は厳寒となり、昼夜及び四季の寒暖の差が顕著である。

（インフラの整備状況）

本町の主要道路は、一般国道（以下、「国道」という。）273 号で、北東は紋別市、南西は上川郡上川町と接続しており、近隣主要都市である旭川市までは約 100 km、紋別市までは約 40 km である。

国道 273 号は札幌・旭川方面と紋別を連絡する広域動線上であり、高規格幹線道路である旭川紋別自動車道の浮島 IC により、道央圏とは約 3 時間 30 分で移動が可能となっており、周囲に交通ネットワーク網が形成されている。

鉄道路線は本町にはなく、主要な北海道旅客鉄道の駅は旭川駅（約 100 km）、上川駅（約 60 km）、名寄駅（約 70 km）となっている。旭川駅までは都市間高速バスの運行により約 130 分で移動することができる。

バス路線について、本町は、オホーツク海側からの道央圏・旭川圏等への主要連絡動線上に位置しているため、紋別市～滝上町～旭川市・札幌市を連絡する都市間高速バスが運行しており、札幌市とは一日 4 往復、最短 3 時間 30 分で移動可能である。

航空路線は、本町から約 38 km、車で約 50 分の位置に、紋別空港（滑走路 2,000m）がある。現在は 1 社が乗り入れ、東京国際空港（羽田空港）との間で 1 日 1 往復運航されており、東京都まで 105 分での移動が可能である。

港湾は、本町から約 35 km の位置にある紋別市に重要港湾である紋別港がある。紋別港は港湾貨物では外貨で鉱産品、原木、水産品を、内貨ではセメント、石油類等、背後圏で必要な原材料等を取り扱う。また大型岸壁（水深 12m）を備えており、総トン数 3 万トン級の大型貨物船の入港が可能で、オホーツク地域の産業に関わる物流拠点港となっている。

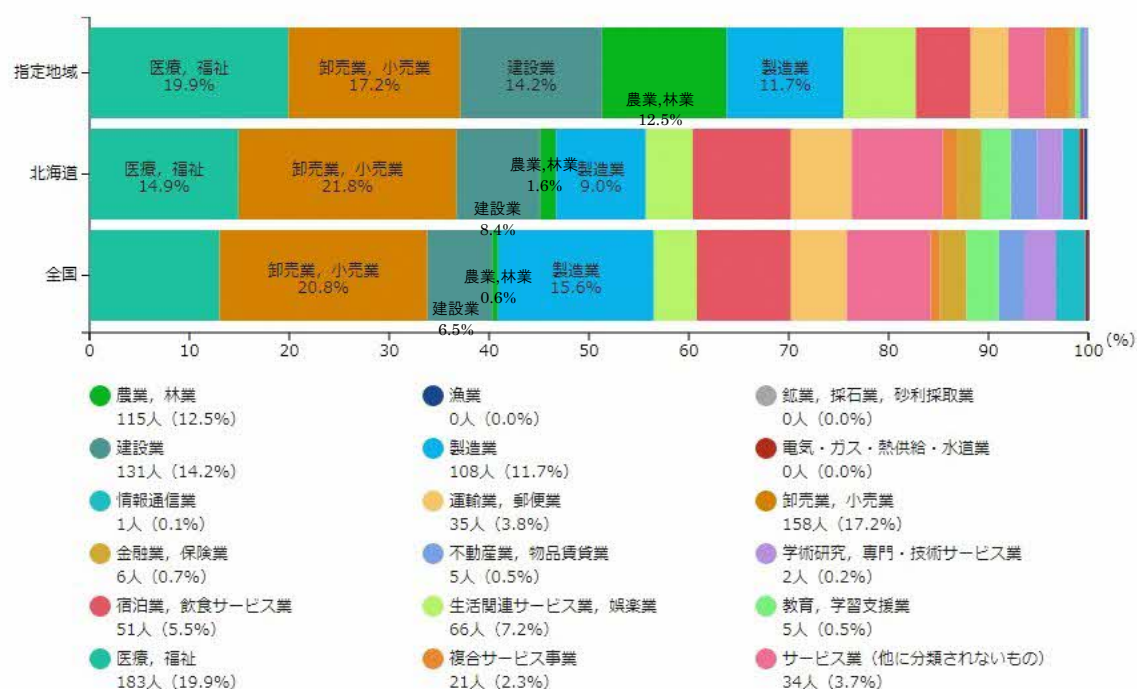
このように本町と道内外を繋ぐ陸・海・空のネットワークが構築されている。

(産業構造)

本町の産業は、小麦、スイートコーン、かぼちゃなどを主体とした畑作や、本町ならではの作物である薄荷の栽培、また酪農や肉用牛、七面鳥などの畜産及び町域の 90%を有し広大な森林面積を背景とする林業が第一次産業を占めている。これら第一次産品を原料とした食料品製造業や木材・木製品製造業などの第二次産業、芝ざくらを核とする観光資源を生かした宿泊・サービス、卸売業・小売業などの観光関連産業も盛んである。地域経済分析システム（以下、「RESAS」という。）から本町の従業者数のうち、2016 年時点では医療・福祉に関する産業が最も多く 19.9%（183 人）、2 番目に多いのは卸売業・小売業で 17.2%（158 人）、次いで建設業 14.2%（131 人）、農業・林業 12.5%（115 人）、製造業 11.7%（108 人）と続く。

従業者数(事業所単位) 2016年

指定地域：北海道滝上町



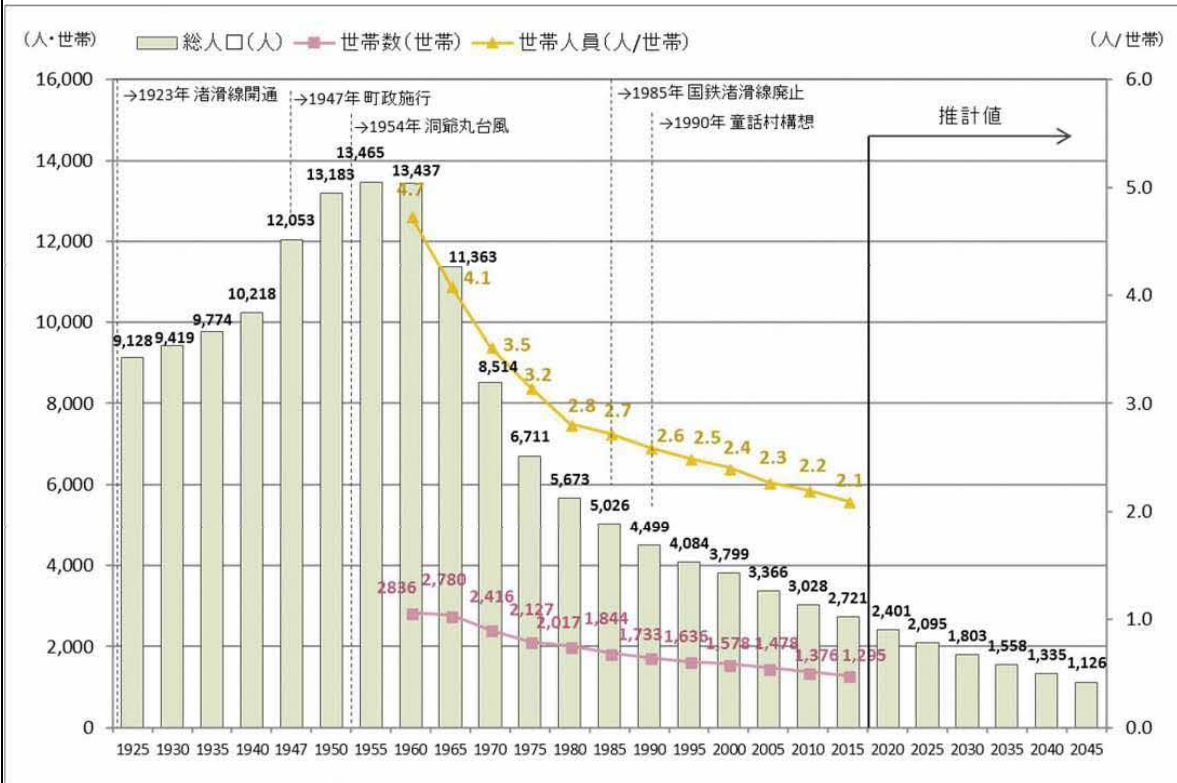
【地域経済分析システム「RESAS」】

(人口分布の状況)

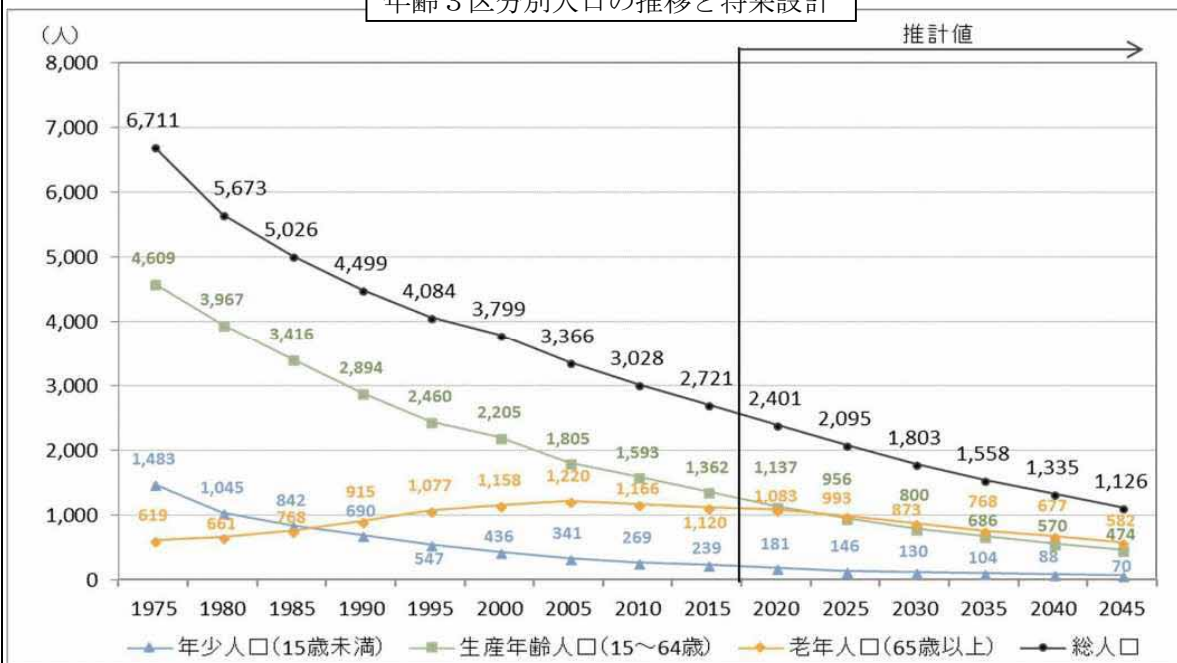
令和 6 年 1 月末現在における住民基本台帳に基づく人口は、2,287 人となっており、人口減少が顕著に進んでいる。戦中戦後の林業の発展と、昭和 29 年の台風 15 号（洞爺丸台風）の風倒木処理事業を背景とし、本町の人口は、昭和 36 年 14,214 人をピークとするが、昭和 40 年ごろから減少し始め、過疎化が進行している。そのため、安全・安心なまちづくりの推進や基幹産業の充実による雇用創出、観光資源を生かしながら、交流人口の拡大、子育て支援策の充実と本町で安心して結婚・出産・子育てができる環境づくりを目指し、人口減少に対応してい

る。

人口の推移と将来推計



年齢3区分別人口の推移と将来設計



【滝上町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）】

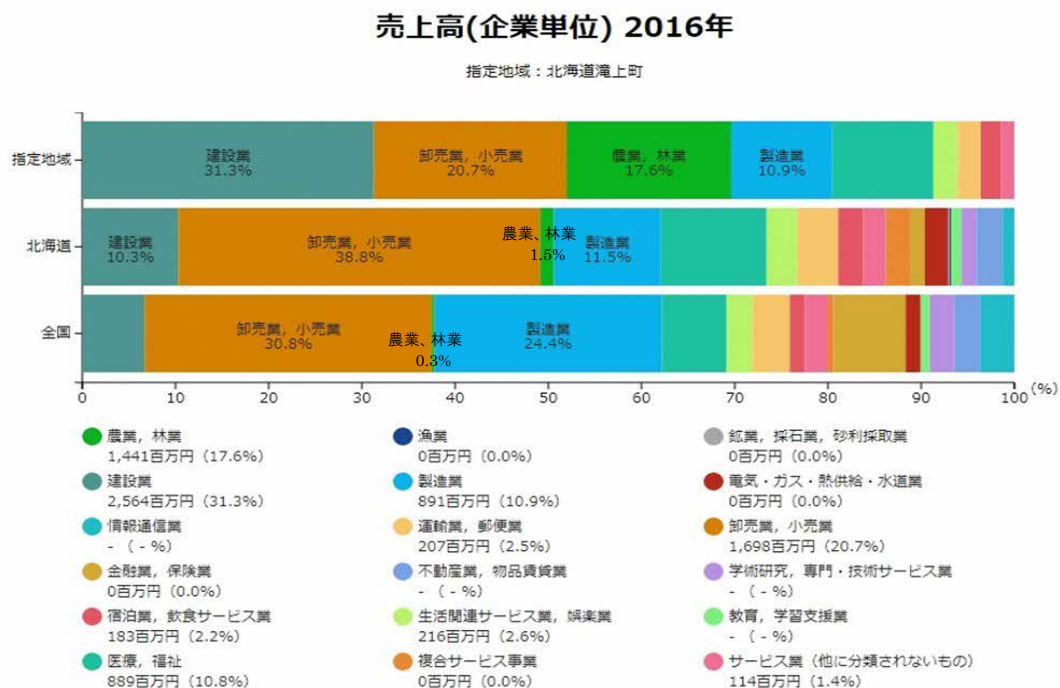
2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

滝上町は、「第6期滝上町総合計画（令和元年度～令和10年度）」及び令和2年3月に策定した「滝上町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」において、「くらし 人いきいき町わくわく童話村たきのうえ」、「担い手 基幹産業の充実から雇用創出への展開」、「交流 滝上町との出会い・関わりから移住・定住へ」、「子育て 子どもの多様な可能性を育む」の4点を基本目標として掲げている。そのうち担い手対策に関しては、既存の森林資源や希少価値のある農産物等を活かして、2次産業、3次産業への発展を図ることで、産業の担い手育成及び雇用の創出につなげるため、重要施策のひとつとして実施している。

農業・林業と木材・木製品製造業を主とする製造業の売上高の合計は、本町の全産業の売上高の約29%（引用：RESAS）を占め、主に公共工事を担う建設業に次ぐ割合となっており、本町の基幹産業であることから、それらの生産力向上を図る支援を行う。農業では小麦、スイートコーン、かぼちゃ等の主要作物のほか、生産量がともに日本一を誇る薄荷や七面鳥については、本町ならではの特産品として付加価値を高める必要がある。また、林業では「滝上町バイオマス産業都市構想（平成29年7月）」に基づき、「環境と調和した力強い農業の確立」、「地球にやさしい林業の推進」、「地域資源を活かす新エネルギーの開発」を目的に森林から発生する木質系バイオマスと廃棄系バイオマスである家畜系排泄物などの耕畜連携のもと、再生可能エネルギーの高度利用の取組を進める。

さらに、観光も本町の重要な産業であり、芝ざくらをはじめとする四季折々の豊かな観光資源の活用を進め、滞在型、通年型の取組を強化し、交流人口の増加や移住・定住につなげ、地域経済の活性化を目指す。



【地域経済分析システム RESAS】

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	196 百万円	皆増

(算定根拠)

- ・ 1 件あたり 47 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 3 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域内で 1.39 倍の波及効果をもたらし、促進区域で 196 百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・ 波及効果は、平成 27 年北海道産業連関表-全産業の逆行列係数表の列和より引用し 1.39 倍とした。

※「滝上町基本計画」における現状の値は、承認地域経済牽引事業計画の実績がないため、記載しない。

- ・ また、KPI として、地域経済牽引事業の新規事業件数、地域経済牽引事業による新規雇用増、滝上町の観光客入込数を設定する。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	-	3 件	皆増
地域経済牽引事業による新規雇用増	-	5 人	皆増
滝上町の観光客入込数	178,000 人	206,480 人	16%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,611 万円(北海道の 1 事業所あたり平均付加価値額(令和 3 年経済センサスー活動調査)を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上高が開始年度より3%以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度より5人以上増加すること。

なお、(2)(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画においては、重点促進区域を定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①滝上町の小麦、スイートコーン、七面鳥、薄荷等の特産物を活用した食料品製造関連分野
- ②滝上町の森林由来のバイオマス資源を活用した環境・エネルギー分野
- ③滝上町の芝ざくら等の観光資源を活用した観光関連分野

(2) 選定の理由

- ①滝上町の小麦、スイートコーン、七面鳥、薄荷等の特産物を活用した食料品製造関連分野

滝上町の農業は小麦、スイートコーン、かぼちゃなどを主体とした畑作、中山間地域の限られた土地を有効に活用した生産性の高い粗飼料利用型の酪農及び優良血統牛を導入した肉用牛などの飼育が行われている。このほか、全国的にも珍しい七面鳥の飼育や薄荷栽培なども行われている。

本町では、農家戸数の減少や、高齢化に伴い農地を別の農家へ賃貸借及び譲渡することによる生産規模の拡大が図られる中、農業者の過重労働を解消し、高額機械購入等の個人投資を抑制するため、平成14年度に「有限会社滝上町農業振興公社」が設立され、農家からの受託により、牧草の収穫作業等のコントラクター事業が展開されている。この事業により、公社が大型機械を使って牧草の適期収穫を行い、良質な粗飼料が生産されるとともに、耕畜連携により農家から集めた麦稈や牛糞等を使って、公社が良質な堆肥を製造・農地還元することで適切な土づくりが行われ、農畜産物の生産性向上に繋がっている。

【農作物作付状況】

作物名	項目	令和元年産	令和2年産	令和3年産	令和4年産
小麦	作付面積 (ha)	417.4	406.2	421.9	438.5
	収穫量 (t)	2,170	1,970	2,200	2,400
	反収 (kg/10a)	519.9	482.9	517.1	544.3
スイートコーン	作付面積 (ha)	121.5	102.8	99.1	102.2
	収穫量 (t)	1,108	1,016	782	895
	反収 (kg/10a)	912.3	988.5	789.2	876.2
かぼちゃ	作付面積 (ha)	20.2	21.4	20.7	18.0
	収穫量 (t)	280	244	297	197
	反収 (kg/10a)	1,386.6	1140.2	1432.9	1097.1
しそ	作付面積 (ha)	31.8	29.0	25.5	25.6
	収穫量 (t)	0.922	0.928	0.765	0.922
	反収 (kg/10a)	2.9	3.2	3.0	3.6

当町近隣の西紋地区 5 町村における上記 4 作物の作付面積の順位	1 位	1 位	1 位	1 位
-----------------------------------	-----	-----	-----	-----

【滝上町農政課】

また、本町では、昭和 58 年度に、町内の畑作農家 3 戸が滝上町の特産物づくりに向け、全国的にも珍しい七面鳥の試験飼育を開始した。当初は生肉として販売していたが、昭和 61 年度には、町農産品加工研究センターを整備し、燻煙器の導入に併せて七面鳥の燻製を商品化した。現在は、滝上町七面鳥生産組合（組合員 5 戸）として、合わせて約 1,100 羽の七面鳥を毎年飼育し、加工から販売まで一貫生産しており、クリスマスの時期に欠かせない食材として、予約販売分ですべて完売するなど、好評を得ている。

そのほか、特徴的な栽培作物として、和薄荷（日本薄荷）がある。本町の和薄荷栽培は、明治後半から始まった。昭和 11 年には最大で 1,124ha もの作付けを行い、昭和 13 年には本町をはじめとするオホーツク地域で世界市場の 7 割を占めていたが、戦後、外国産の安価な薄荷や合成薄荷の競合により作付面積が減少した。しかしながら、耐寒性に優れ、土を選ばず丈夫で育てやすいなどの薄荷のもつ特性が山間地の本町に適していたことなどから、他の産地が消滅する中、本町の特産物として守り続けてきたことにより、現在は約 6ha の栽培面積で日本一の商業生産量となっている。平成 29 年には和薄荷農家を中心となって和薄荷の知名度を広めるための団体が設立され、虫除け用のミントスプレーを生産するなど、6 次産業化の取組も行われている。同団体は令和 4 年に株式会社として法人化され、アロマ用品やお茶、お菓子等の食品の開発、また道内外の企業への香料提供による商品への活用など、知名度の向上と和薄荷の更なる可能性の広がりを図っている。本町では薄荷振興対策として、試験圃場の設置や取卸油の成分分析、アドバイザーの招へい等を行い、生産拡大を推進している。

【薄荷（葉・茎）の作付面積】

年 度	令和元年産	令和 2 年産	令和 3 年産	令和 4 年産
作付面積	5.3ha	5.7ha	5.6ha	5.8ha
全国順位	1 位	1 位	1 位	1 位

【滝上町農政課】

【薄荷（油）の生産量】

年 度	令和元年産	令和 2 年産	令和 3 年産	令和 4 年産
生産量	70.2kg	106.6kg	160.0kg	84.0kg
全国順位	1 位	1 位	1 位	1 位

【滝上町農政課】

食料品製造業が地域経済の発展に寄与していくためには、生産者が良質な原料の生産体制を構築しながら、地元加工業者が加工技術を最大限に活用し、付加価値の高い加工品の製造を拡大する必要がある。本町の食料品製造業は、生産者と地元加工業者が契約栽培等により緊密なつながりを持ち、町内産の生乳、スイートコーン、かぼちゃ等を使って、フレッシュクリームチーズ、野菜パウダー、野菜フレーク等を製造している。フレッシュクリームチーズは、乳酸菌が生きているため、安定剤を使用せず、熱をかけずに加工する製法により、口どけさわやかなチーズに仕上がっている。また、野菜パウダーは、北海道 HACCP 自主衛生管理認証制度を取得した工場の特殊な技術により無添加、無着色で製造している。

今後とも、これら特産物の安定生産体制の構築を図りながら、大企業の大量生産・大量消費とは一線を画し、ここでしか手に入らない「希少性」や食味・成分が優れている「優位性」をコンセプトに消費者への理解の促進を図り、評価を高めることにより、地域産品のブランド化・高付加価値化に向けた取組を展開する必要がある。

本町では、これらの産業の新規立地や規模拡大の際に、条例において一定要件を満たした場合には固定資産税の課税を免除する措置を講じているほか、「滝上町企業振興促進補助要綱」を設置し、町内に事業所を新設又は増設する設備投資ニーズのある企業に対して、設備投資を支援しているとともに、国等の関係機関の各種補助金の活用支援を行うなどの支援を行っている。

以上を踏まえ、滝上町の小麦、スイートコーン、七面鳥、薄荷等の特産物を生かして、オリジナルの新商品開発や高付加価値化の取組を進めることにより、雇用機会の拡充と、付加価値額の増加を目指す。

②滝上町の森林由来のバイオマス資源を活用した環境・エネルギー分野

滝上町は、町の行政面積の約 90% (68,636ha) を占める豊富な森林資源を有している。

また、本町では、「緑の循環森林認証制度※」(SGEC 制度) による取組を進めており、町内における認証林率は 97% である。滝上町、紋別市、興部町、西興部村、雄武町、遠軽町、湧別町からなる網走西部流域は、全国の森林認証面積 2,555,000ha のうち、329,345ha を有する日本最大の認証エリアである。このうち、滝上町は全国の約 3%、北海道の約 4%、網走西部流域の約 20% を占める 66,916ha (令和 4 年) の森林認証面積を有している。

【森林認証面積と割合】

	全国	北海道	網走西部流域	滝上町
森林認証面積	2,555,000ha	1,523,000ha	329,345ha	66,916ha
全国比		59.6%	12.9%	2.6%
北海道比			21.6%	4.4%
網走西部流域比				20.3%

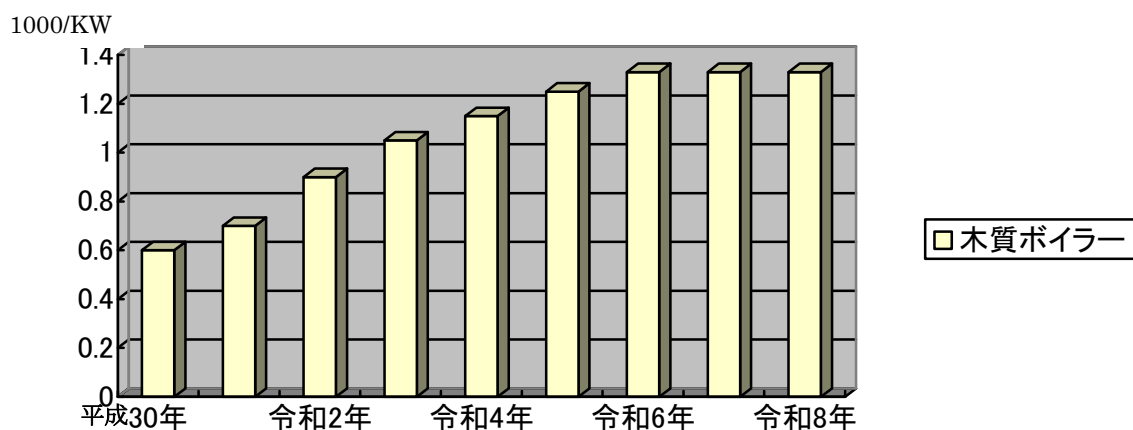
【林野庁、北海道水産林務部林務局森林計画課】

※「緑の循環森林認証制度」とは、独立した第三者の審査機関が一定の基準等を基に適切な森林経営が行われている森林及び経営組織などを認証して、それらの森林から生産された木材・木製品にラベルを貼りつけることにより、消費者の選択的な購買を通じて生物多様性の保全や持続可能な森林経営を行う取組

また、平成 29 年 7 月に滝上町の基幹産業である農業（酪農・畜産・畑作）と林業から発生する廃棄物・未利用バイオマスの利活用を一層推進し、地域循環型社会の形成と持続的な地域産業の活性化を促進することを目的として「滝上町バイオマス産業都市構想（計画期間：令和 9 年度まで 10 年間。以下「産業都市構想」という。）」を策定した。本構想では「森林系木質バイオマス活用促進プロジェクト」、「木質バイオマス高度利用検討プロジェクト」、「食品廃棄物等小規模バイオガス化検討プロジェクト」の 3 つのバイオマス利活用促進のプロジェクトを掲げている。このほか、森林資源の未利用材の活用を目的とし、上記「産業都市構想」の基盤となる、「滝上町バイオマスタウン構想」を平成 20 年に策定し、町内の宿泊施設「ホテル溪谷」や福祉施設「溪樹園」に木質チップボイラーを導入した。

令和 4 年度、町は 2050 年ゼロカーボンシティ宣言を行い、二酸化炭素の排出削減に向け、町内事業者と連携しながら、森林資源の循環利用を推進する供給体制の確立を目指す。また町民に対して脱炭素に関する意識啓発と、家庭や日常生活における省エネルギーに向けての行動変容を促すとともに、木質バイオマス資源を核とした熱供給、電力供給の体制整備、自家消費型の太陽光発電の普及、ZEH や EV の普及のための啓発に取り組み、支援体制の確立を図る。

【再生可能エネルギー導入見込み量の推移】



【滝上町林政課】

【滝上町内の主な再生可能エネルギー使用施設の設置状況】

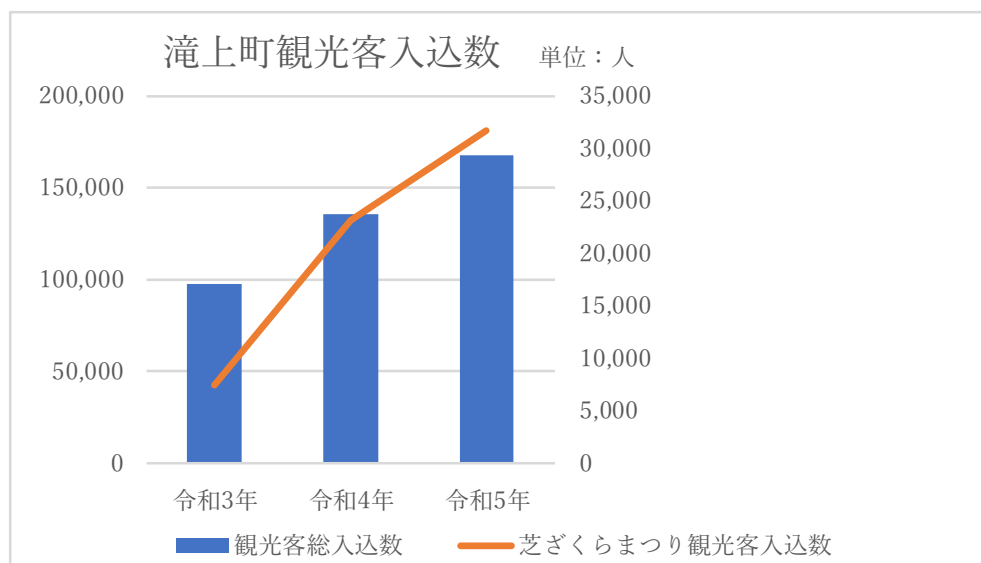
種類	施設名	発電能力 (kW)	設置主体	設置年度
太陽光発電	個人住宅	18.73	個人	平成25年
	滝上町太陽光発電所	843.5	民間	平成25年
小水力発電	滝上芝ざくら発電所	260	民間	大正14年 (平成25年再開発)
	濁川発電所	292	民間	昭和10年
木質バイオマス	童話村たきのうえホテル 溪谷	300	町	平成20年
	こども園	110	町	平成22年
	福祉施設	360	町	平成26年

【滝上町、ほくでんエコエナジー株式会社ホームページ】

以上、滝上町の森林由来のバイオマス資源を生かし、再生可能エネルギーの導入促進を進めることで、森林資源等の地域内循環を促進し、環境・エネルギー分野から関連産業への経済的波及効果により、本産業分野の雇用機会の拡充と売上向上を図り、付加価値額の増加を目指す。

③滝上町の芝ざくら等の観光資源を活用した観光関連分野

滝上町は、観光資源の核である「芝ざくら」を活用した花観光を、平成25年3月に策定した観光振興計画に基づき推進している。芝ざくらが群生する滝上公園は、かつては桜の名所であったが、台風や積雪、病虫害などの影響により徐々に桜の木々は傷み始めたことから、昭和32年に芝ざくらを公園に試植した。昭和34年には、芝ざくらが傾斜地を這うように広がり、また、病虫害にも強いことから、本格的な公園整備に着手した。行政はもとより、地域住民の献身的なボランティア活動により、ミカン箱一つの苗から根分けを繰り返し、半世紀以上の年月を重ね、いまや10万㎡の大群落に成長し、日本最大級の芝ざくら公園と言われるようになった。毎年5月上旬から6月上旬にかけて、公園一面にピンクの絨毯を敷きつめたような芝ざくらを見ることができ、この時期に開催する芝ざくらまつりには、コロナ禍では一時期観光客数が落ち込んだが、令和5年度では約3万人の観光客が訪れ、北海道の春の花観光地となっている。



	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
観光客総入込数 (人)	97,400	135,800	168,000
芝ざくらまつり 観光客入込数 (人)	7,400	23,200	31,700

【滝上町まちづくり推進課商工観光係】

さらに、芝ざくらに続く観光基盤づくりとして着眼したのが、香りの植物（ミント生産 日本一）による観光開発で、昭和 59 年から松造林地の開墾造成から始まった。今では、4 ha の敷地内に約 300 種類のハーブを含む草花があり、6 月から 9 月にかけて様々なハーブを楽しむことができる。

また、市街地のほぼ中央を流れる渚滑川は、昔からニジマス、ヤマベ、イワナなど溪流魚の魅力ある釣り場として親しまれてきたが、釣り人が急増し、釣った魚を持ち帰ることによって魚が激減した。そこで、渚滑川とそこに生息する動植物を保護するため、平成 21 年度から全国で初めて「渚滑川魚族保護のためのキャッチ&リリース条例」を施行し、滝上町内の渚滑川約 30 km をキャッチ&リリース区間と定め、釣り人に協力を呼び掛けている。

そのほか、渚滑川の両岸に整備された遊歩道と、上記ハーブガーデンを組み合わせた「ハーブと錦仙峡を訪ねるみち」が、一般社団法人日本ウオーキング協会の「美しい日本の歩きたくなるみち 500 選」に認証された。さらに、NPO 法人新日本歩く道紀行推進機構の「新日本歩く道紀行 100 選シリーズ」の「森の道」にも選ばれ、本町の新たな観光資源となっている。

近年では観光客誘致に関する新たな取組として、誰もが安心して旅行を楽しめる観光地づくりを目指して、「香り」をテーマにユニバーサルツーリズムの推進を進めており、令和4年度にはオホーツク管内初となるユニバーサルツーリズムセンターを開設したほか、観光庁が行う心のバリアフリー認定制度により、町内2カ所の施設が対象施設に認定された。引き続き、地域の特性に合致する新たな層へのアプローチを図る。

以上を踏まえ、滝上町の芝ざくら等の観光資源の磨き上げや、それら観光資源を生かした通年観光誘客促進等の観光戦略の確立に向けた取組を加速化していき、観光入込客数の増加を図るなどして、本産業分野の雇用機会の拡充と売上向上を図り、地域全体の付加価値額の増加を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載している滝上町の特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本町にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①課税の特例に関する事項

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、課税免除を行っている。

また、滝上町では、事業者が承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき取得した土地・建物・構築物について、固定資産税について3年間免除とするため、今後対象とする滝上町税条例の一部改正を予定している。

②滝上町企業振興促進補助事業

滝上町で行う所定の事業において一定規模以上の施設整備の新設・増設を行う事業者、地域に根づく新商品の開発及び地場製品製造の技術革新に向けた施設整備を行う事業者に対し、投資額のうち一定額を助成する。

③北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①オープンデータの公開

滝上町では、公共データの活用促進を図るため、町が保有する様々なデータのうち、個人情報など公開できないものを除くデータについて、二次利用可能な形で公開するオープンデータの取組を推進している。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①相談窓口の設置

北海道庁経済部産業振興局産業振興課内、滝上町まちづくり推進課商工観光係内に事業者の抱える問題解決のための相談窓口を設置しており、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については庁内外関係部局と連携し対応していくものとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①地方創生関連施策

滝上町では、町内の事業者に対して特産物を活用した商品開発や、地産外商促進のため販路拡大に対しての支援を行っているほか、町内産原料を使用した製品や乳製品の消費拡大事業に取り組んでいる。

②賃上げ促進支援

北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7～9年度	令和10年度
【制度の整備】			
①課税の特例に関する事項	北海道：運用	運用	運用
	滝上町：運用	運用	運用
②滝上町企業振興促進補助事業	運用	運用	運用
③北海道産業振興条例に基づく助成	運用	運用	運用

措置			
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①オープンデータの公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
①地方創生関連施策	運用	運用	運用
②賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（１）支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、滝上町商工会、公益財団法人オホーツク地域振興機構など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、滝上町及び北海道では、これら支援機関との連携を図りながら、地域経済牽引事業を支援していく。

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①滝上町商工会

昭和 36 年 6 月 1 日に設立され、令和 5 年 3 月末時点で 102 名の会員で組織された商工会法に基づく法人であり、地域の小規模事業者の経営基盤の強化を図るため経営改善普及事業の積極的な展開を図っている。

商工会内に配置している経営指導員が中心となり、設備・運転資金、経理・記帳、経営等の相談対応を行う。

②公益財団法人オホーツク地域振興機構（略称：オホーツク財団）

北海道、オホーツク圏域 18 市町村、関係団体、企業等の力を集結し、長期的、広域的な視点に立って地域産業の総合的な信仰と活力ある地域社会の形成に資することを目的に設立された法人であり、オホーツク圏域の食品加工水準の向上及び新製品・新技術開発等を支援するための技術指導などを行う。

③国立大学法人北海道国立大学機構北見工業大学

「地域連携・社会貢献」、「共同研究推進・研究支援」を目的とした産学官連携活動を推進している。当該活動を通じた社会貢献を担う「社会連携推進センター」、オホーツク地域の行政並びに民間機関との共同研究、研究交流及び技術の指導・教育・開発等を推進することを目的とした「北見工業大学社会連携推進センター推進協議会」等を通じて事業者の支援を行う。

④東京農業大学生物産業学部（北海道オホーツクキャンパス）

網走市に北海道オホーツクキャンパスを有する。全国有数の農林水産業、食品加工業、流通業と連携した「網走寒冷地農場」、「臨海研究センター」、「食品加工技術センター」等を通じて事業者の支援を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

事業者が新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等における地域経済牽引事業の実施に当たっては、関係機関及び自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、これらの多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生息等への影響がないように実施する。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

（２）安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪及び事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人一人の防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、新規開発を行う場合は、周辺交通状況に配慮した車両出入口の設置や、事業所周辺、特に、車両出入口部に照明灯やミラーの設置を求めていく。さらに、多数の車両出入りが想定される地域経済牽引事業を行うこととなった場合には警備員の配置を求めていく。

（３）その他

PDCA 体制については、滝上町まちづくり推進課を中心に関係部課長による会議を毎年３月に開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証と事業の見直しについて、毎年度検討・整理する。当会議には必要に応じ、滝上町商工会等の有識者から助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画においては、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「北海道滝上町基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。